

# 町立病院における新型コロナウイルス関連の患者対応について

弁護士 佐々木 泉頭

新型コロナウイルスに感染していないことを証明する診断書の発行を求めたり、感染の疑いが無いにもかかわらず、PCR検査の実施を執拗に求めたりする来院者が増加し、医療現場が混乱する事例が相次いでいます。こうしたケースに直面した自治体病院は、法的にどう対応すべきでしょうか。A町立病院事務長と弁護士のQ&Aを通じて検討してみたいと思います。

**A町立病院事務長Bさん**

町立病院を受診した患者Cさんから、「仕事で韓国に渡航する用務があるので、入国審査の際に、新型コロナウイルス感染症に感染していない旨が記載された診断書が必要とされているので、その旨の診断書を発行して欲しい。」という要望がありました。Cさんは確かに発熱や咳などの症状は見られませんが、そのことだけで新型コロナウイルスに感染していることを医学的に証明することは難しいように思うのですがどのように対応すべきでしょうか。

**弁護士** 日本から韓国への入国にあたっては、新型コロナウイルスの感

を念頭に「診断書の日付は空欄にして欲しい。」と求めてきた場合には、どうすべきでしょうか？

**弁護士** 診断書は、具体的な診断日における医学的判断・評価を記載するものであり、日付も含めて医師が記載すべきものです。仮に日付が後に無断で記入されてしまった場合、内容虚偽の診断書となってしまう恐れがあります。よって、「診断書の日付を空欄にして欲しい。」という要望は不当な要求であり、診断書の交付を拒否する「正当事由」がある

**Bさん** わかりました。次に、別の患者Dさんは、海外渡航するにあたり、入国時のPCR検査での陰性確認が義務付けられているので、町立病院にてPCR検査を実施する

染拡大防止を目的として査証の審査が強化されており、入国する際には医療機関が発行した診断書（査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け、発熱、咳などの19の関連の症状の有無が記載された診断書）の提出が求められています（注1）。もつとも、ここで求められる診断書は、新型コロナウイルスに感染していないことの診断書ではなく、あくまで新型コロナウイルスの関連症状がないことの診断書です。まずは、この点をCさんに十分説明すべきかと思います。

**Bさん** わかりました。新型コロナウイルスの関連症状の有無に関する

診断書であれば、町立病院でも対応可能かと思いますので、まずはその旨を伝えたいと思います。しかしCさんが、それ以上に、新型コロナウイルスに感染していないことが記載された診断書の発行を求めた場合には、診断書の発行は拒否してよいのでしょうか。

**弁護士** 医師法第19条2項は、医師は診断書の交付の求めがあつた場合には正当な事由がなければ拒んではならないと定めています（注2）。一方で、診断書は医師自らの医学的判断に基づいて作成すべきものであり、患者の要求に応じた内容の診断書を作成すべき義務はなく、むしろ

よう求められております。しかし、Dさんは新型コロナウイルスに感染していると疑われる臨床症状はなく、PCR検査を実施すべき患者の要件には該当しません。Dさんは、この点を説明したものの納得してもらえません。どのように対応すべきでしょうか。

**弁護士** 例えば、タイや台湾などの一部の国や地域では、渡航の際にPCR検査での陰性確認を義務付ける対応が行われていますので、渡航のためにPCR検査を希望する患者がおられます。現在の運用では、感染が疑われる者に対して実施される行政検査としてのPCR検査は、保険診療となりますが、感染が疑われない一般の方が、新型コロナウイルスに感染していないとの確認それ自


佐々木 泉頭  
(ささき・もとあき)

profile

弁護士法人佐々木総合法律事務所  
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階  
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9198

- ・北海道町村会顧問
- ・一般社団法人札幌市医師会顧問
- ・北海道教委員会顧問

## 解説

注1 在大韓民国大使館ホームページ参照  
[https://www.kr.emb-japan.go.jp/people\\_safety/safety\\_200409.html](https://www.kr.emb-japan.go.jp/people_safety/safety_200409.html)

注2 医師法第19条2項「診察（中略）を

した医師は、診断書（中略）の交付の求があった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。」

注3 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口：0120-565653

注4 仕事等で海外渡航が不可欠な者に

は急務であり、当該病院では対応できないとしてもその理由及び他に採り得る方策等の説明は尽くすべきだが、一方で中日新聞等の報道によれば、患者がPCR検査を求めて、医師から断られたため、「このまま帰

れって言うんか。おまえ、責任とれんのか。どうなつても知らんぞ。」などと大声で怒鳴り、本年6月11日付で強要未遂罪で逮捕された事案も報じられているところであり、理不尽な要求をもとに患者が居座り続けたり、脅迫的な発言に及んだりした場合は、警察に協力を求めるなどの毅然とした対応も要すべきケースも想定されるところである。

注5 医師の応召義務との関係も問題とな

るが、昨年12月25日付厚生労働省からの都道府県知事宛通知には、「診療・療養等において生じた又は生じている迷惑行為の態様に照らし、診療の基礎となる信頼関係が喪失している場合には、新たな診療を行わないことが正当化される。」と記載されて

避けるべきです。新型コロナに感染が強化されており、入国する際には医療機関が発行した診断書（査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け、発熱、咳などの19の関連の症状の有無が記載された診断書）の提出が求められています（注1）。もつとも、ここで求められる診断書は、新型コロナウイルスに感染していないことの診断書ではなく、あくまで新型コロナウイルスの関連症状がないことの診断書です。まずは、この点をCさんに十分説明すべきかと思います。

**Bさん** わかりました。新型コロナウイルスの関連症状の有無に関する

診断書であれば、町立病院でも対応可能かと思いますので、まずはその旨を伝えたいと思います。しかしCさんは、それ以上に、新型コロナウイルスに感染していないことが記載された診断書の発行を求めた場合には、診断書の発行は拒否してよいのでしょうか。

**弁護士** 医師法第19条2項は、医師は診断書の交付の求めがあつた場合には正当な事由がなければ拒んではならないと定めています（注2）。一方で、診断書は医師自らの医学的判断に基づいて作成すべきものであり、患者の要求に応じた内容の診断書を作成すべき義務はなく、むしろ

**Bさん** ところで、日本から韓国への入国に必要となる19の関連の症状の有無が記載された当該診断書は、査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受ける必要があるとされています。査証申請日から48時間を経過した場合には診断書を使用できなくなるので、患者側がこの点

件Dさんのような海外渡航予定者を念頭に、PCR検査やその他海外渡航に必要な健康診断書等の発行に対応するクリニック等もあります。こ

のようなくクリニックは、主に都市部に限られていますが、選択肢として併せて案内し、理解が得られるよう努めるべきでしょう。

そして、このように時間をかけて丁寧な説明を行い、理解が得られるよう尽くしたにもかかわらず、それでもなおDさんがPCR検査を求めて執拗に病院に居座るのであれば、不當要求と言わざるを得ないもので去罪にも該当しうるものであり、警察に協力を求めるなどの毅然とした対応をとることも必要となるでしょう（注4・5）。